

## 復興支援・住宅エコポイント用 耐震改修証明書発行サービス 申請要項

「復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明書」は、建築事務所に所属する建築士が発行することができます。耐震改修の設計者が建築士事務所に所属される建築士の場合は、ハウスプラスへ証明書発行サービスを依頼することなく、建築士が発行することができますので、ご注意ください。

## 復興支援・住宅エコポイント用耐震改修について

注意 耐震改修ポイントの発行対象について

平成23年11月21日から平成24年10月31日までの期間に着手し、からの全てを満たす耐震改修となります。  
また、耐震改修工事においては、工事が完了している必要があります。

### 省エネ改修工事（窓／外壁・屋根・天井又は床の断熱改修）に併せて行う工事

住宅エコポイントにおけるエコリフォーム

- A. 窓の断熱改修
- B. 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

A又はBの省エネ改修工事と一体的に行う耐震改修工事が対象となります。

ただし、省エネ改修工事の内容については適合確認をおこないません。依頼書における申告のみになります。

### 昭和56年5月31日以前に着工された住宅において行う工事

申請住宅の所在地および建築年月日が確認できる図書により確認します。

例) 登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税の課税証明書、または建築年月日が記載された耐震診断書等

### 従前は現行の耐震基準に適合しない住宅を現行の耐震基準に適合させる工事

【現行の耐震基準】

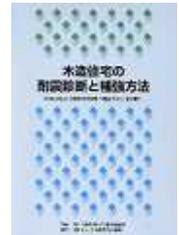
- (1) 建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準
- (2) 耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通省が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）」

従前が現行の耐震基準に適合しない住宅を現行の耐震基準に適合させる工事である必要があるため、「耐震改修工事の設計書」「耐震改修工事前後の平面図」、「耐震改修工事前後にを行った耐震診断に係る耐震診断書」「耐震補強計算書」、「耐震改修工事の写真」等が必要となります。

【現行の耐震基準への適合性の確認について】<木造住宅の場合>

木造住宅にあっては、『木造住宅の耐震診断と補強方法』（（財）日本建築防災協会）に定める下記の事項を確かめることにより、適合性の確認ができます。

- ・一般診断法による上部構造評定が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること
- ・精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造評定が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であることとなっています。



『木造住宅の耐震診断と補強方法』  
（財）日本建築防災協会（2004.07）

**サービスお申込みによる適合確認により、現在工事が完了されている住宅の設計で現行の耐震基準を満足しない場合、耐震改修証明書の発行はできません。また、その場合、不適合通知書により業務が完了することがありますので、ご注意ください。**

ポイント発行対象及びポイント数

エコリフォーム

省エネ改修（窓の断熱改修、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修工事）  
工事内容に応じて、2,000～100,000ポイント

バリアフリー改修（上限 50,000ポイント）  
工事内容に応じて5,000～25,000ポイント

住宅設備の設置（太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽）  
一律20,000ポイント

リフォーム瑕疵保険へお加入  
一律10,000ポイント

耐震改修 150,000ポイント

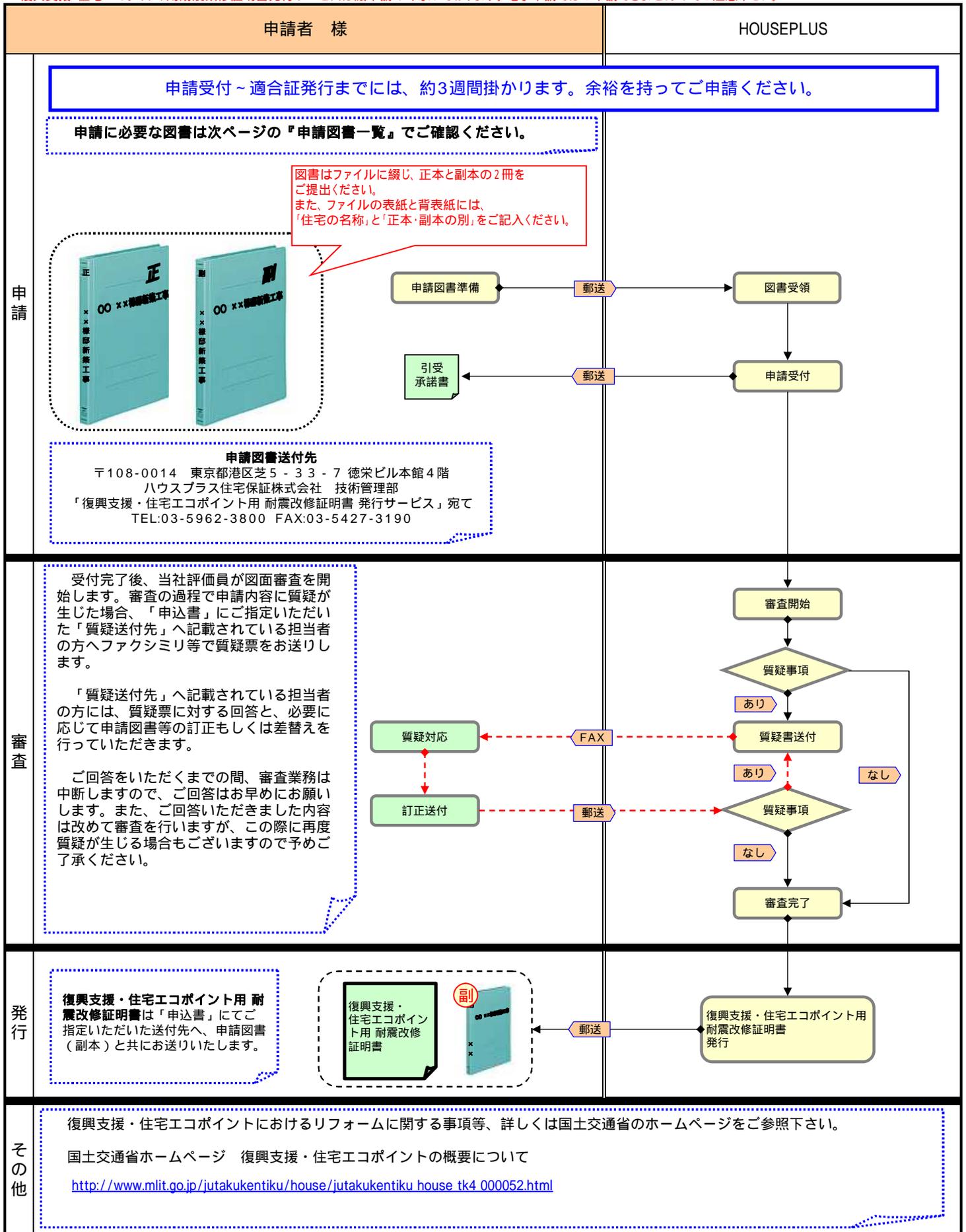
1戸あたり上限  
300,000ポイント

別途加算  
当該部分の申請に必要な証明書発行  
サービスとなります

ポイントの発行上限には、過去に発行を受けた住宅エコポイントと復興支援・住宅エコポイントを合計したものを含みます。  
なお、バリアフリー改修について、住宅エコポイントで発行されたポイントを含めて1戸あたり50,000ポイントを上限とします。  
また、住宅設備（太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽）の設置について、住宅エコポイントで発行されたポイントも含めて、設置台数にかかわらず1戸あたり20,000ポイントを上限とします。

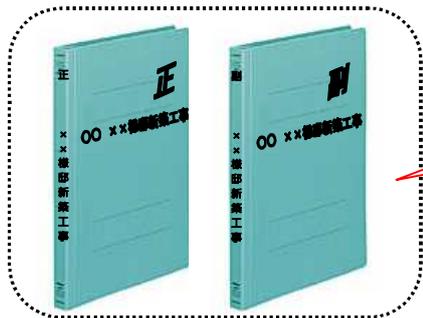
# 申請の流れ

復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明書発行サービスは紙申請のみ承っております。電子申請ではご申請できませんのでご注意ください。



復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明書発行サービス 申請図書一覧

図書種類		記載事項等	図書送付
1	復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明書発行サービス申込書(当社HPよりダウンロード願います)	申請の種類、物件情報、申請担当者情報等	正
2	復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明書発行依頼書(当社HPよりダウンロード願います)	依頼者、代理者の住所・名称、住宅の種別、住宅の所在地(共同住宅の名称)、発注者、工事期間、工事の要件	正・副 (印)
3	耐震改修工事の設計書	平面図において耐震改修工事の内容がわかる場合は不要です	正・副
4	平面図	耐震改修前	現行の耐震基準に適合しない住宅を適合させる工事が対象となるため、どのような耐震改修を行ったかがわかる平面図が必要となります。
		耐震改修後	
5	耐震の計算書 いずれか	耐震診断書	現行の耐震基準に適合しない住宅を適合させる工事が対象となるため、どのような耐震改修を行ったかがわかる計算書の提出が必要となります。 「耐震補強計算書」を提出する場合、現行の耐震基準に適合していない住宅を適合させる内容が確認できる必要がありますので、ご注意ください。
		耐震改修前	
		耐震改修後	
耐震補強計算書			
6	耐震改修工事の写真 (写真台帳は任意の書式で構いませんが、当社HPからもダウンロード出来ます)	耐震改修工事が実施されたことを証明する写真が必要です。4枚程度必須とします	正・副
7	申請住宅の所在地及び建築年月日が確認できる図書		昭和56年5月31日以前に着工された住宅において行う工事が対象となるため、建築年月日が確認できるいずれかの資料が必要となります。
	いずれか	登記事項証明書	
		建築確認済証	
		固定資産税の課税証明書	
建築年月日が記載された耐震診断書等			
8	その他必要な書類	その他、耐震改修ポイントの発行対象として必要な書類を求める場合がありますがご了承下さい。	正・副



図書はファイルに綴じ、正本と副本の2冊をご提出ください。  
また、ファイルの表紙と背表紙には、「住宅の名称」と「正本・副本の別」をご記入ください。

(印)

・・・申請者様等の捺印  
(副本についてはコピーでも構いません)

申請図書送付先  
〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階  
ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部  
「復興支援・住宅エコポイント用 耐震改修証明書 発行サービス」宛て  
TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190